

氏名	わた なべ かず ゆき 渡 邊 和 行
学位の種類	博士 (法 学)
学位記番号	論法博第 148 号
学位授与の日付	平成 15 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	フランス人とスペイン内戦 ——不干涉と宥和——

論文調査委員 (主査) 教授 大嶽 秀夫 教授 木村 雅昭 教授 中西 寛

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1930年代の人民戦線期にブルム内閣を揺るがしたスペイン内戦に対するフランス政府の政策形成とその背景とに詳細な検討を加えたものである。そして、このテーマに関して、2つの問題を論じている。第1は、フランス人民戦線政府が何故に不干涉政策を決定したのかという問題である。この問題には、外交政策の「決定モデル」が適用されている。具体的には第1部では、政策決定中枢の動きをフォローし、不干涉中立政策の起源と背景を描いている。第2は、決定中枢を取り巻く環境因子として、政治、経済、社会エリートの各オピニオン・リーダーたちが、武器援助問題にどう対応したのかという問題である。換言すれば、左右両翼の政治社会集団の主張の分析をとおして、宥和政策を支える社会心理としての反共平和主義のコンセンサスがフランス人の間に形成されたことを論証するのが、第2部の目的である。

1936年7月20日に、スペイン共和国首相から武器援助の要請を受けたフランス政府は、当初その要請に好意的に応えようとしたが、結局8月8日には、一方的不干涉を宣言するに至った。従来の研究では、この20日余りの政策決定過程に関心が集中されてきた。そこでまず、本論文では不干涉政策の決定過程を再度確認すべく、決定に関与した機関の権限やトップ・リーダーの外交認識や価値を探っている。第1部第1章では、最高政策決定者の外交観や状況認識、外務省首脳の見解、議会の外交委員会や軍部の考えを検討している。つまり、首相と外務大臣の価値観や対外認識を取り上げ、それが「平和主義」、すなわち軍縮と仏英協商とを機軸にした国際協調路線であること、さらに閣議の実態（所管大臣の優位）や外務省の権限（武器輸出の許認可権を持つ）、それに外務省事務総長の外交観が仏英協調にあったことなどを明らかにしている。次いで議会は外交問題にいかに関わったのかについて、上下両院の外交委員会の権限と委員長の政治的影響力や外交認識が検討された結果、政府に不干涉を強力に具申したことが明らかにされる。また軍部もフランコ派に共感を寄せる者が多く、不干涉に異存がなかったことも明らかにされる。

こうした静態的な分析を踏まえて、政治家や外務官僚がいかに関与したのかを、動態的に解明するのが第1部第2章である。4つの閣議を軸に政策決定過程が4期に区分され、検討された結果、内閣、議会、外務省、さらには社会党员すら不干涉に傾いていたことが明らかにされる。具体的にいえば、7月24日まで武器援助の意志を表明していたブルム首相は、7月25日の閣議によって軌道修正を行い、内政不干涉の原理に基づき、民間機を除く武器の禁輸を決定した。次いで8月1日の閣議では、不干涉の共同ルールの採択を主要政府に働きかけること、不干涉の国際協定が締結されるまで中立政策を留保することを決議した。これは、イタリア政府の介入が発覚したためである。しかし、8月8日には一方的不干涉を宣言した。今回は民間機をも含む禁輸が決定された。ブルム内閣が不干涉政策を決議した理由として、①議会、外務省、軍、それに与党の多くをも含む反対、②イギリス政府の否定的反応、③人民戦線の維持存続への配慮、④仏英協調の外交路線、⑤欧州戦争回避の狙いが、抽出される。

第2部は、武器援助問題にフランス社会がいかに関与したのかを、オピニオン・リーダーの言説から解読しようとしている。まず、左翼政治集団の意見が採り上げられる。政府への影響度という点で与党の対応が重要であると判断されたからで

ある。政党として社会党、急進党、共産党などが分析対象にとりあげられる。左派の一部を除いて、社会党は、反戦平和主義や反共産主義、政治的リアリズム、絶対平和主義や反帝国主義などの理由によって、多数が不干渉政策を支持したこと、急進党にあっても不干渉に反対したのは左派の一部であり、党内に反共平和の多数派が勢力を回復しつつあったことが明らかにされる。また従来、スペイン支援運動の先頭に立ったと言われてきた共産党も、不干渉政策が決定される重要な時期に、国民の団結を重視する「フランス戦線」の結成を同時に提唱しており、共産党の援助キャンペーンは条件つき、留保つきでしか語れないこと、共産党は人民戦線を犠牲にしてまで援助活動を大胆に展開する意図はなかったことが解明されている。

右翼政治集団は、内政不干渉やフランコ派への共感、ネオ平和主義、反共産主義などの理由により不干渉政策を支持した。反議会主義的な右翼リーグも同様に、親フランコの立場や反共産主義、戦争反対などの理由によりブルム政府の介入に反対した。右翼政党も右翼リーグも、不干渉中立政策を積極的に支持したのである。表面的には内政不干渉とネオ平和主義の原理から政府の介入に反対したが、反共産主義、フランコ派への共感、仏伊友好の促進、仏独戦争の回避といった動機が真の理由であった。

ところで、不干渉中立政策の要求という点では一致した右翼勢力の間で、ドイツに対する態度の相違が表面化した。それは、1936年末から37年始めのモロッコ事件のときである。モロッコ事件とは、スペイン領モロッコにドイツ軍が上陸して基地を建設するという情報が流れ、仏独間に緊張が高まった事件である。当初、この事件に対しフランスは一致してドイツに抗議したが、ヒトラーの譲歩によって緊張が緩むとともに、左右両翼の反共平和の多数派は、危機の責任者として親ソ派のジャーナリストをスケープゴートに仕立てあげた。少数派の対ドイツ強硬論は、好戦主義として批判された。こうして左右両翼の反共平和・避戦平和の多数派が、宥和現象の中核となっていくのである。

最後に社会集団として、労働組合と知識人、それに新聞雑誌の論調が検討されている。階級的な連帯から不干渉政策に反対した労働総同盟書記長の対応、および書記局内の反共平和派の動向、および反共労組として全国初等教員組合と共産党の拠点組合である全国金属労働組合連合が分析される。総じて労組は、他の社会集団よりスペイン共和派への階級的連帯意識が強かったが、スペイン内戦は「戦争と平和」をめぐる難問を労働組合に突きつけた。他方、左翼知識人の組織は不干渉政策をめぐる分裂したこと、スペイン内戦の惨状はフランコ派の大義に熱狂したカトリック知識人にも冷水を浴びせる結果になったこと、新聞雑誌の論調も反共産主義の立場からフランスの介入に反対であったことが明らかにされている。

以上のように、フランスの当時のオピニオン・リーダーの主張を検討した結果、彼らの大多数が不干渉を支持したこと、政治運動レベルや社会心理レベルで、ミュンヘン協定につながる反共・反戦・避戦・平和の多数派が形成されたことが結論づけられている。

## 論文審査の結果の要旨

フランスの人民戦線時代の政治は、フランス本国においてもわが国においても、かつては比較的よく研究されていたテーマである。ところが一つには、研究蓄積が一定の高さに達し、新資料もでなくなったため、フランス政治史の関心は、ヴェシーや第四共和制へと移行しているのが現状である。その中で、本論文は、改めて人民戦線を取り上げ、スペイン内戦へのブルム政府の対応に焦点を当てることで、新たな地平をこの分野の研究に切り開こうとした労作である。

本論文の最大の特徴は、第一次資料を駆使して、このテーマに関する当時の主要なオピニオン・リーダーの主張を詳細かつ網羅的に紹介、検討したところにある。第一次資料によって、従来の研究の誤りが幾つか指摘され、また、依然として解釈が分かれる点については、資料を比較検討して、著者なりの判断を下している。外国史研究としては、相当に高い水準にあるものといえてよい。とくにオリジナルなのは、従来一貫して政府の不介入政策に反対していたとされていたフランス共産党が二つの要請（国民的連帯を強調する「フランス戦線」を形成したいという要請と、新たに入党したりシンパサイザーとなった若手労働者の支持を維持するために介入路線をとる必要があるという要請）の間を揺れ動いていたことを実証的に明かにした部分であろう。

難点を言えば、本論文が一つの課題として掲げていた一般世論の動向を分析するという課題を十分に達成できていないということであろう。著者の意気込みにもかかわらず、1980年代以降の「社会史」の手法を本論文では生かせていないのである。本論文第一部において政策決定の分析がアメリカ政治学の手法を意識的に取り入れて、一定の成果を挙げていることと

対照的である。しかし、本来政治史家である著者が、社会史の方法に精通するには多大のトレーニングが必要であり、本論文で表明された決意に対しては、今後を期待したい。ちなみに、フランス本国でも、中世史研究の分野で始められた社会史的研究を近現代史に適用する試みは開始されたばかりである。

ただ、オピニオン・リーダーの主張を詳細にフォローすることで、そこに反映された「平和主義」「消極主義」がフランス全体に蔓延していたことを本書はヴィヴィッドに描きだすことに成功しており、単なる事件の分析を越えて、フランスの当時の政治文化に迫ろうとする試みは、相当程度成功を収めていると評価できる。

いずれにせよ、古典的な政治史の論文としてみると、本論文は、日本の外国史研究が本国における研究と肩を並べるまでに至ったことを十二分に証明するものである。以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。なお、平成15年9月4日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。